

財政の健全化判断比率と 公営企業の経営健全化判断比率

平成26年8月 企画財政課

第1 概要

1 健全化判断指標

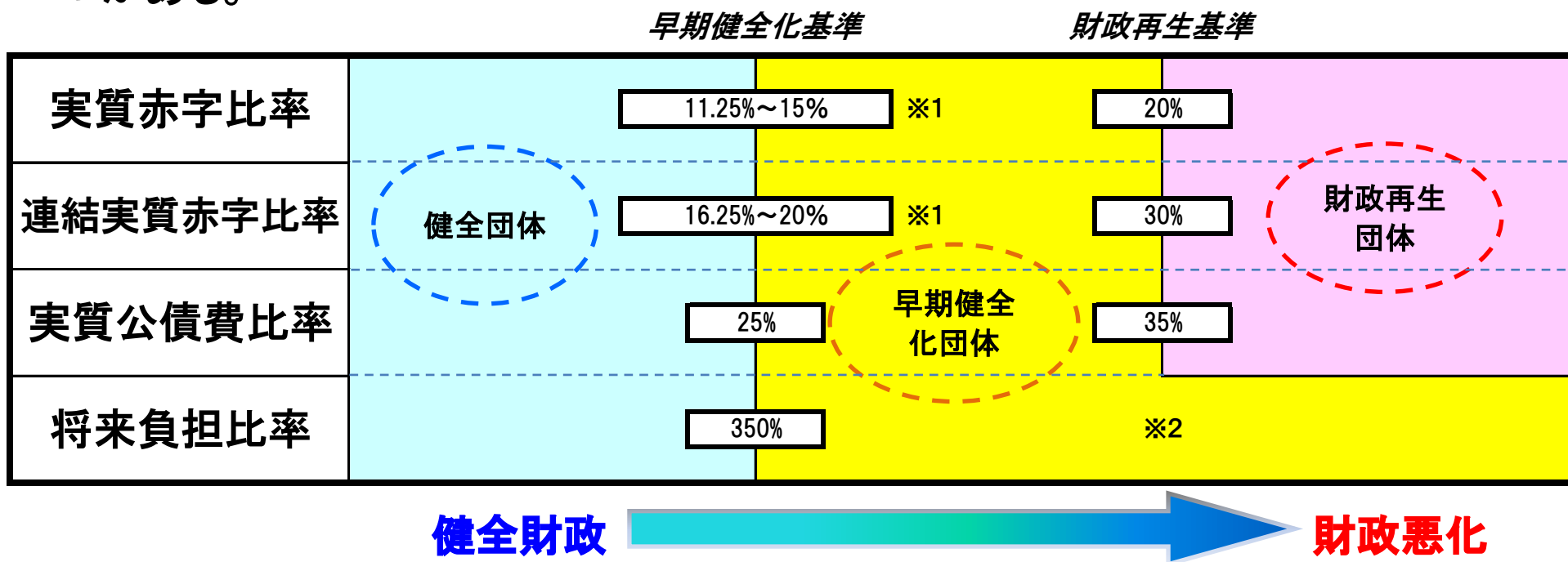
財政健全化法*の規定に基づき、毎年度、次の指標を算定する。

指 標	内 容
①実質赤字比率	普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
②連結実質赤字比率	全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
③実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合
⑤公営企業の経営健全化比率	資金不足額が事業規模に占める割合

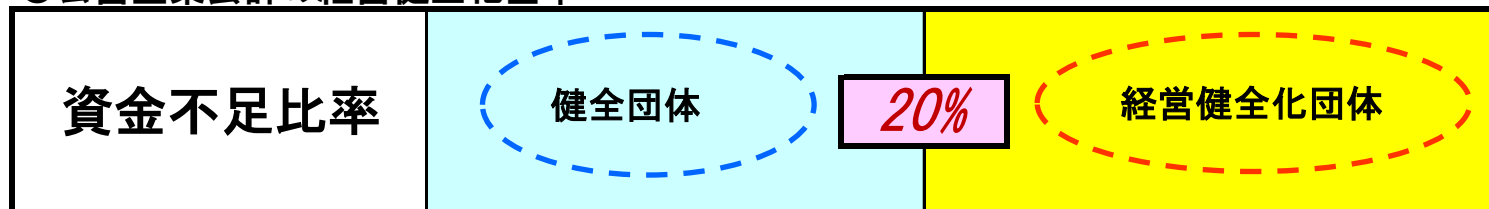
*「地方財政再建促進特別措置法」に代わる法律で、正式名称を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法第94号)」という。平成21年4月から全面施行されている。

2 判断基準

比率から財政の悪化を判断する基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の二つがある。



●公営企業会計の経営健全化基準

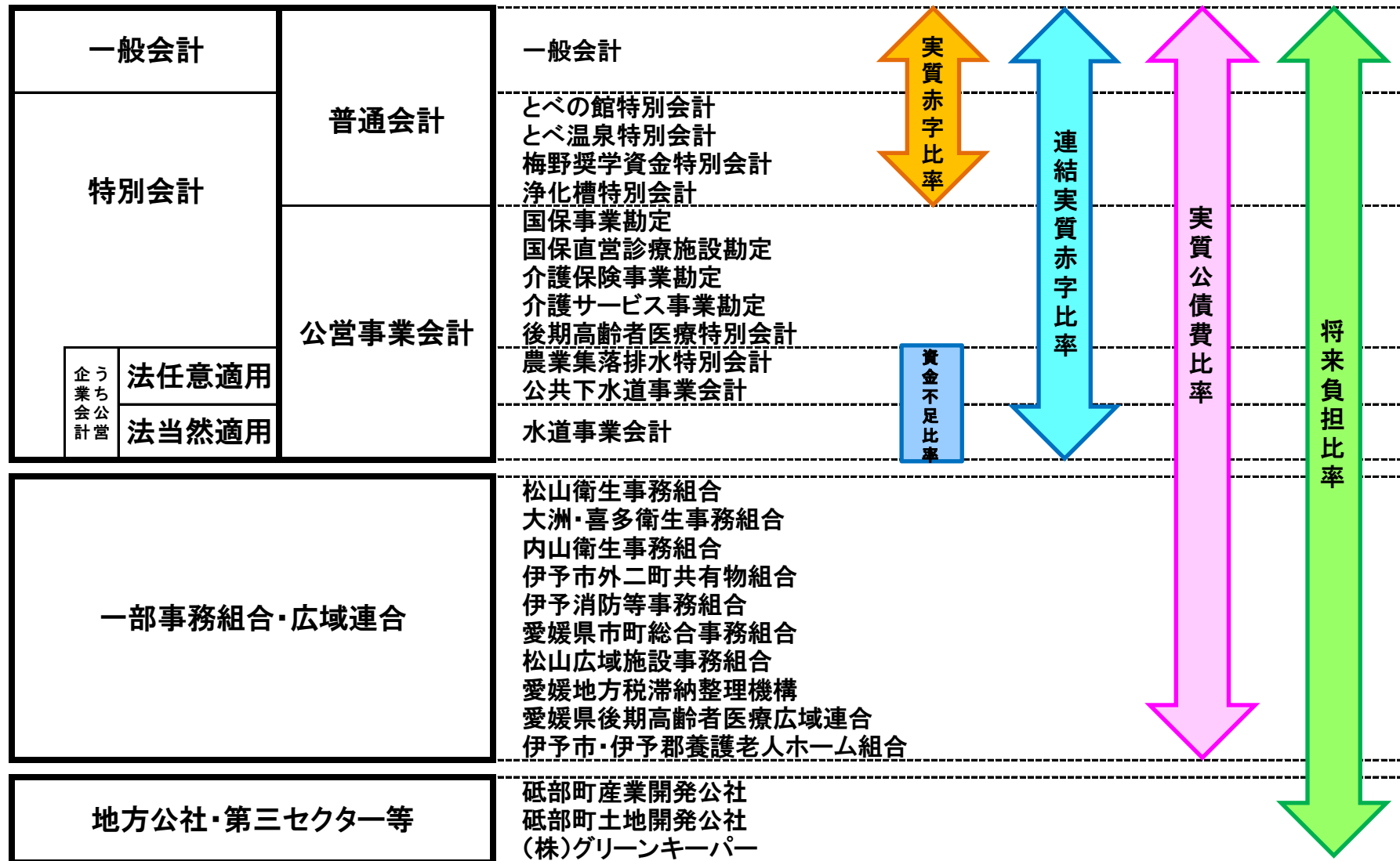


※1 市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なる。砥部町H25年度の場合は以下のとおり

◆実質赤字比率 14.78% ◆連結実質赤字比率 19.78%

※2 将来負担比率に財政再生基準はない。

3 各指標と会計の対象範囲



4 健全化判断基準を超えると

●早期健全化団体になると

→財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う。

●財政再生団体になると

→財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組む。

→税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しを行う。

→総務大臣の許可が無ければ、地方債の発行ができなくなる。

●公営企業が経営健全化団体になると

→経営健全化計画を策定し、計画に基づく経営健全化を行う。

5 議会や監査委員との関係

- ① 各指標の数値は、**監査委員の審査**を受けたうえで**議会に報告し、公表**する。(法第3条、第22条関係)
- ② 早期健全化、財政再生計画、経営健全化計画を策定した際は、**議会が議決し、住民に公表**する。(法第5条、第9条関係)
- ③ 早期健全化、財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために**改善が必要と認められる事務の執行**について、**外部監査***を受けなければならない。(法第26条関係)

*監査委員による監査と別に、外部の目でチェックを行う監査。
監査人には、公認会計士、弁護士、税理士などになる。

第2 健全化判断比率

2 砥部町の状況

●平成25年度決算に基づき計算した砥部町の健全化判断比率

	砥 部 町					健全化判断基準		備 考
	H21	H22	H23	H24	H25	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	-	-	-	-	-	14.78%	20%	476,828千円の黒字
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	19.78%	30%	1,182,272千円の黒字
実質公債費比率	10.0%	8.5%	7.3%	6.8%	5.5%	25%	35%	
将来負担比率	-	-	-	-	-	350%		

※「－」は、該当が無いことを表している。

- 実質赤字と連結実質赤字について、普通会計は4億7,683万円の黒字、町全体の会計を連結した収支でも11億8,227万円の黒字となり、「該当なし」となっている。
- 実質公債費比率は、5.5%で前年度(6.8%)と比較すると△1.3ポイントとなっている。

→ 実質公債費比率が下がった要因は、地方債発行の抑制による元利償還の減と、普通交付税に算入された償還金が増加したことによるもの

*P14「総括表③」参照。

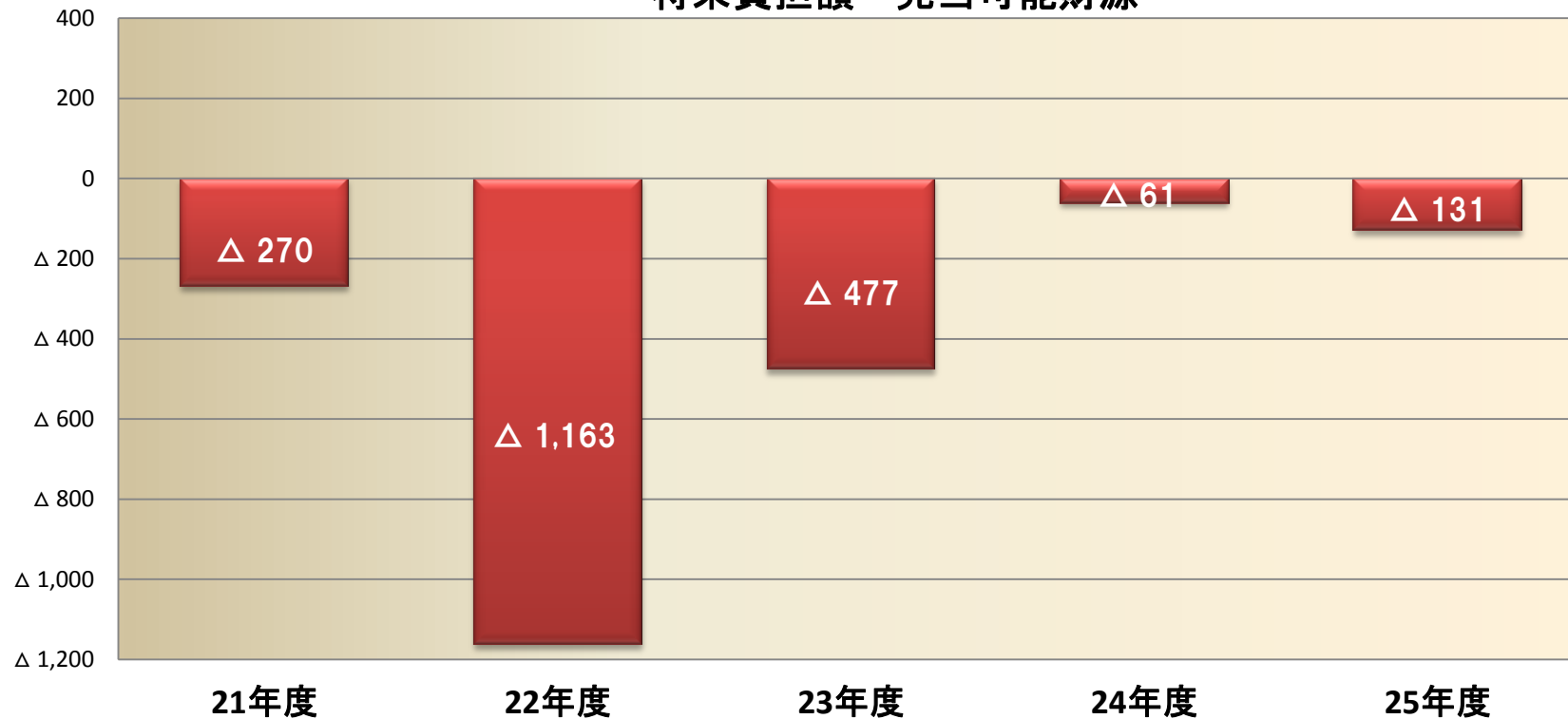
- 将来負担比率は、前年度と同じく0%である。

→ 事業の拡大により公営企業債等繰入見込額は増加(5億7,023万8千円)しているものの、将来負担比率がゼロとなった要因は、地方債現在高の減少(2億3,315万円)、基準財政需要額の増(2億34万7千円)、充当可能基金の増(1億4,866万7千円)により、将来負担額が充当可能財源を上回らなかったことによる。

*P20「総括表④」参照。

百万円

将来負担額－充当可能財源



単位:百万円

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
将来負担額(A)	9,360	8,965	10,024	10,907	11,164
充当可能財源等(B)	9,630	10,128	10,501	10,968	11,295
(A)－(B)	△ 270	△ 1,163	△ 477	△ 61	△ 131

○砥部中学校改築事業のために発行した町債により将来負担は増加したが、基金をはじめとした充当可能財源は、毎年3億円程度増えている。両者の差は21年度以降マイナスで推移しているものの、プラスマイナスゼロに近いところまで縮小している。

●公営企業会計の経営健全化判断比率

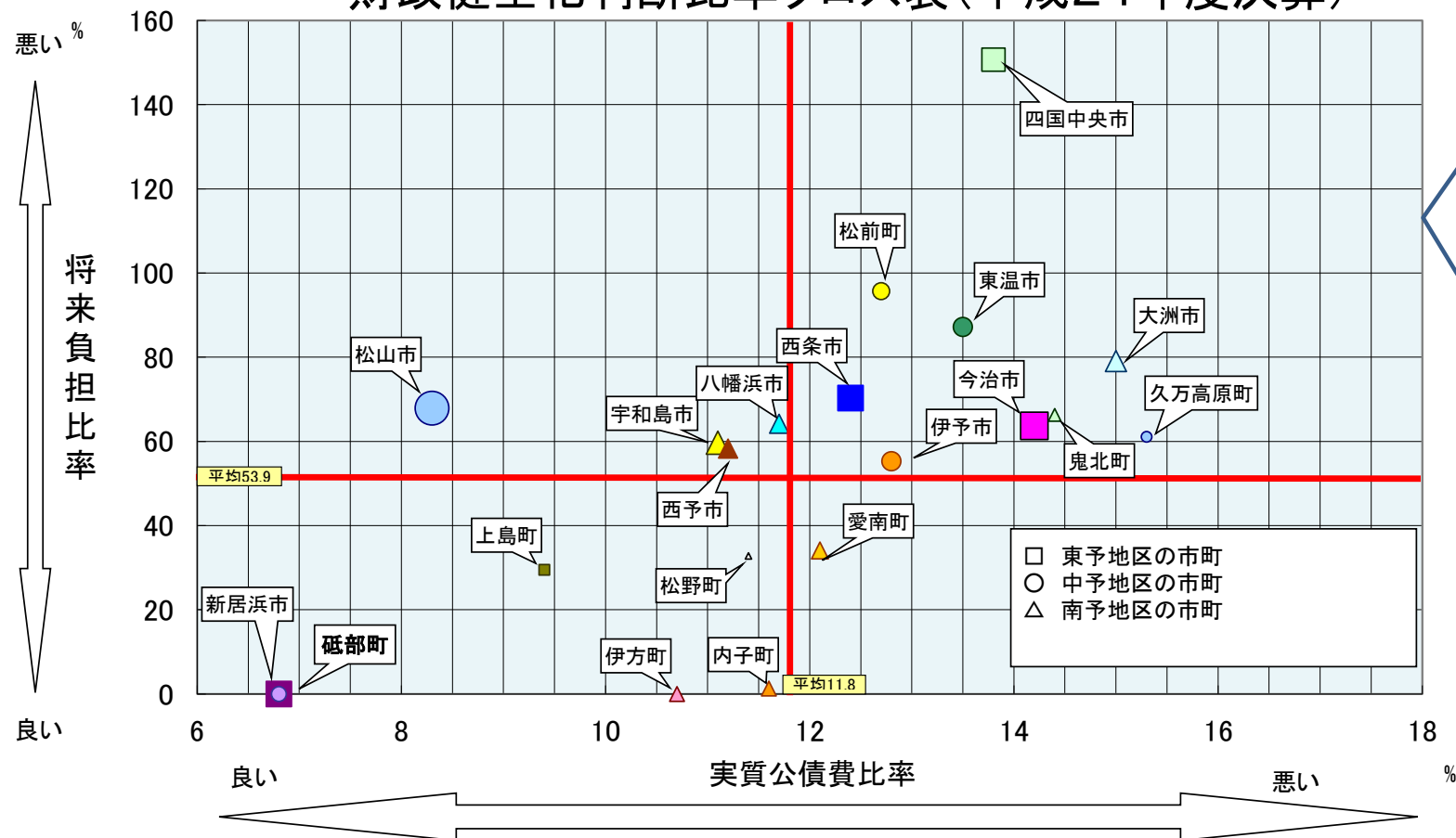
	経営健全化 判断比率	備考(砥部町の状況)
公共下水道事業会計	資金不足比率 20%	2億2,278万4千円の剰余金
農業集落排水特別会計		14千円の剰余金
水道事業会計		3億2,565万円の剰余金

※ 公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計の実質赤字は、資金不足額で判断する。すべての会計で剰余金が出ているため、実質赤字は該当無し。

●県下の状況

平成24年度決算における県内市町の財政健全化判断比率クロス表は次のとおりである。

財政健全化判断比率クロス表(平成24年度決算)



砥部町の場合、実質公債費比率、将来負担比率ともに県下でトップレベルの良好な状況である。

砥部町のH25比率
実質公債費比率
5.5%
(H24は6.8%)
将来負担比率
0.0%
(H24は0.0%)

※新居浜市、砥部町及び伊方町は、将来負担額より充当可能額の方が大きいため、将来負担比率を「0」で表示

●会計ごとの実質収支と資金剰余金

平成25年度決算に基づく実質収支と資金剰余金

(単位:千円)

一般会計		普通会計	25 年度 実質 収支	一般会計	435,079	↑ 実質 赤字 比率 ↓ 476,828	↑ 連結 実質 赤字 比 ↓
特別会計				とべの館特別会計	12,185		
				とべ温泉特別会計	828		
				梅野奨学資金特別会計	291		
				浄化槽特別会計	28,445		
			普通会計の計	476,828			
公営事業会計		国保特会(事業勘定)	124,206				
		国保特会(直営診療施設勘定)	20				
		介護特会(保険事業勘定)	18,642				
		介護特会(サービス事業勘定)	8,165				
		後期高齢者医療特別会計	5,963				
うち公営 企業 会計	法任意適用	資金不足・ 剰余金	農業集落排水特別会計	14			
	法当然適用		公共下水道事業会計	222,784			
			水道事業会計	325,650			
				合 計	1,182,272		

※「△」の場合が、赤字または資金不足

※「△」の場合が、赤字または資金不足

- 国保特会(事業勘定)は、一般会計からの繰出し増により決算は黒字となった。

- 町としての実質、連結赤字比率は問題ない。

続いて、実質公債費比率と将来負担比率を見てみる。

●実質公債費比率

$$\text{・実質公債費比率} = \frac{\{(A + B) - (C + D)\}}{(E - D)}$$

《結果》

23年度	7.09481
24年度	5.71890
25年度	3.97824
平均	5.5

- A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの
 C : 元利償還金等に充てられる特定財源
 D : 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
 E : 標準財政規模

分子

(単位:千円)

	A	B			C	D	計
		ア	イ	ウ			
23年度	900,112	40,860	26,141	31,299	21,984	646,682	329,746
24年度	830,971	48,619	21,697	30,863	19,203	649,369	263,578
25年度	794,748	89,781	19,630	8,348	20,655	706,862	184,990

分母

	E	D	計
23年度	5,294,388	646,682	4,647,706
24年度	5,258,263	649,369	4,608,894
25年度	5,356,911	706,862	4,650,049

- ア: 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金
 イ: 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
 ウ: 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等

●12ページ計算式の説明

■分子

- ・ $A+B$ … 元利償還金と準元利償還金の合計
- ・ $C+D$ … 元利償還に充てられた特定財源と交付税措置された地方債の合計

→特定財源：起債した事業から得られる収入を地方債償還に充てる財源としたものの

→交付税措置された地方債：地方債はその全額を町が負担するとは限らず、後年度に交付税として国から補填されるものもある。

- ・ $(A+B)-(C+D)$ … 実質的な元利償還金

→元利償還金と準元利償還金の合計から特定財源と交付税措置される地方債の合計額を控除することで実質的な元利償還金を算出。

■分母

→標準財政規模から交付税措置される地方債を控除した額を分母として割合を算出。

●実質公債費比率 総括表③

・12ページのA～Eを総括表③で見ると

団体名 **愛媛県砥部町**

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成25年度決算)

B:地方債の元利償還金に準ずるもの

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額 (繰上償還額等を 除く)(33)A表「元 利償還金」欄の数 値を転記)	積立不足額を考慮 して算定した額(3 ①表「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地方 債の1年当たりの元 金償還金に相当す るもの(年度割相当 額)(3①表「ウ」欄の 数値を転記)	公営企業に要する 経費の財源とする 地方債の償還の財 源に充てたと認め られる繰入金(3② 表「合計※」欄の数 値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方債 に充てたと認めら れる補助金又は負 担金	公債費に準ずる債 務負担行為に係る もの	一時借入金の利 子	特定財源の額(3 ③A表「特定財源 計」欄の数値を転 記)	事業費補正により 基準財政需要額に 算入された公債 費	事業費補正により 基準財政需要額に 算入された公債 費(準元利償還金 に係るものに限 る。)	災害復旧費等に 係る基準財政需要 額	災害復旧費等に 係る基準財政需要 額(準元利償還金 に係るものに限 る。)
平成23年度	900,112			40,860	26,141	31,299		21,984	189,345	38,563	418,526	
平成24年度	830,971			48,619	21,697	30,852	11	19,203	188,637	42,294	418,194	
平成25年度	794,748			89,781	19,630	8,348		20,655	185,639	41,671	479,301	

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱			
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の4第1項第2号及び地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)		実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年平均)
平成23年度		248	2,392,589	2,507,438	394,361		平成23年度	7.09481	5.5
平成24年度		244	2,365,547	2,515,930	376,786		平成24年度	5.71890	
平成25年度		251	2,399,533	2,576,106	381,272		平成25年度	3.97824	

(参考)

E:標準財政規模 5,356,911

(A-C+B-D)/(E-D)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第11条第4号)
平成23年度					8,228			22,441	630
平成24年度					7,938			22,220	694
平成25年度					7,648				700

D:基準財政需要額に算
入された元利償還金
706,862

A:P18「3③A表」のAより
C:P18「3③A表」のCより

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

- 公営企業地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金「④」
→P16「3②表」より
- 一部事務組合等の地方債に充てられたと認められる補助金、負担金「⑤」
→一部事務組合等からの提出資料より
- 公債費に準ずる債務負担行為「⑥」
→債務負担行為の状況調べより
※企業会計で債務負担行為を起こすことがあるが、一般会計等からの繰出金を充当しない場合は対象外となっている。

●準元利償還金

＜3②表＞公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

○14ページ総括表③「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」に計上する額は、以下の様式中「合計」の額を計上している。

(単位:千円)

団体名	特別会計名	公営企業に要する経費の財源とする 地方債の償還の財源に充てたと認め られる繰入金※		
		23年度	24年度	25年度
砥部町	水道事業会計	936	962	26,828
	公共下水道事業会計	20,517	22,220	37,926
	農業集落排水特別会計	19,407	25,437	25,027
	介護保険特別会計(サービス)			
	介護保険特別会計(事業勘定)			
	国民健康保険(事業勘定)			
	国民健康保険(施設勘定)			
	後期高齢者特別会計			
	合 計 ※	40,860	48,619	89,781

P17「3②A表」より算出した額

P14「総括表③」の④の額へ

※各特別会計ごとに3②A表の「V」と3②E表の「Z」の合計額を記入すること。

公営企業を組合が経営している場合にあつては、各公営企業会計ごとに別紙3②A'表の「V'」と3②E'表の「Z'」により算定されることになるが、これらは、総括表③に計上し、上記の合計欄には含めないこと。

〇3②A表
＜法適用事業＞

平成 25年度

事業名 水道事業

(単位:千円)

資本的収支に計上された繰出金決算額 X	B①	準元利償還金算入額(4条分) $A① = X - B①$
52,387	26,517	25,870

資本的収支における繰出金総額

B①

Xのうち

- ・一般会計等で地方債を財源として繰り出したもの
- ・一般会計等からの貸付金、繰出基準において建設改良費の一部を一般会計等が負担することとされているものなど B②も同様

収益的収支に計上された繰出金決算額 Y	B②	A②	$C① = Y - (B② + A②)$
3,584	830	0	2,754

収益的収支における繰出金総額

※Wについては、次のとおり計上する。
・ $C① < C② \rightarrow C① + A②$

準元利償還金算入額(3条分) W
958

準元利償還金算入額 $V = A① + W$
26,828

「繰出基準」とは、地方公営企業法により、一般会計等が負担するものとされた経費を一般会計等から各公営事業会計へ繰り出す場合の基準。「繰出基準」は、毎年度、総務省が定め、各団体へ通知している。

元利償還金に対する繰出基準額※ Z	$C② = Z - A① - A②$
0	▲ 25,870

※Zについては、3②B表により算定する。	按分の際に用いるC②の値
	0

※Wについては、次のとおり計上する。
・ $C① \geq C② \rightarrow C② + (C① - C②) \times J / I + A②$
ただし $C② < 0$ の時は $C② = 0$ とする

A②には、下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額。

資本的収支に係る繰り出しは、準元利償還金に算入。収益的収支に係る繰り出しは、基準額以内であればそのまま算入し、基準額以上であれば超える部分を下段の比率により按分して加算計上する。

＜あん分率計算用＞

収益的収支における総費用 E	収益的収支に係る減価償却費 F	元金償還金 G	利息 H	納付金 K	B'	$I = E - F + G - Z - B'$	$J = G + H - (K) - Z$
295,331	103,169	81,178	30,774	0	0	247,470	86,082

※元利償還金又は減価償却費に充てることが協定書等において確認できるものに限る。

※B'には、B②のうち記載要領8③・④に該当するものを計上とする

※C②<0の時は
 $I = E - F + G - Z + C$
 $I - B'$ とする

※C②<0の時は
 $J = G + H - Z + C②$
とする

実際の繰出金と異なる繰出基準額が準元利償還金算入額を左右する。

●A:公債費と繰上償還

●C:特定財源

3③A表 元利償還金及び特定財源の額

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名
384020	愛媛県	砥部町

(単位:千円)

	①	②	③	④	元利償還金 (総括表③の ①に転記する 数値) ①-②-③-④	⑤				特定財源 計 (総括表③の ⑧に転記する 数値) ⑤	
	公債費 (一般会計等 に係るものに 限る。)	繰上償還 額及び借 換債を財 源として償 還した額	満期一括 償還地方 債の元金 に係る分	地方債の利子 の支払金のう ち、減債基金 の運用によっ て生じた利子 その他の収入 金を財源として 支払を行った もの		特定財源					
						国や都道 府県等か らの利子 補給	貸付金の 財源として 発行した 地方債に 係る貸付 金の元利 償還金	公営住宅 使用料	都市計画事業 の財源として 発行された地 方債償還額に 充当した都市 計画税(3③B 表B欄の数値)		その他
平成23年度	900,112	0			900,112		690	21,294	0	0	21,984
平成24年度	830,971	0			830,971		690	18,513	0	0	19,203
平成25年度	794,748	0			794,748		0	20,655	0	0	20,655

※平成25年度の算定から、決算統計33表「地方債現在高の状況」元利償還額のうち都道府県貸付金200千円を控除して計上しています。

A=794, 748
※P14「総括表③」の①の額へ

C=20, 655千円
※P14「総括表③」の⑧の額へ

⑤特定財源「その他」の内訳

歳入年度	特定財源の名称	特定財源の額	歳入年度	特定財源の名称	特定財源の額

●将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\{ A - (B + C + D) \}}{(E - F)}$$

《結果》

将来負担比率

0.0%

- A : 将来負担額
 B : 充当可能な基金額
 C : 特定財源見込額
 D : 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
 E : 標準財政規模
 F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

分
子

A	
ア	6,353,321
イ	163,080
ウ	3,591,458
エ	356,112
オ	699,684
カ	0
キ	0
ク	0
計	11,163,655

—

(単位:千円)

B	C	D
3,661,927	177,091	7,455,918
計	11,294,936	

分
母

E
5,356,911

—

F
706,862

●将来負担比率 総括表④

・19ページA～Fを総括表④で見ると

総括表④ 将来負担比率の状況（平成25年度決算）

団体名 **愛媛県砥部町**

将来負担額										(単位:千円)	
ア	イ	ウ	エ	オ	カ				キ	ク	
地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	連結実質 赤字額	組合等連結実質 赤字額負担見込 額	
6,353,321	163,080	3,591,458	356,112	699,684	0	0	0	0	0	0	
(分母比) 137	4	77	8	15							

将来負担額=11,163,655

充当可能財源等				(単位:千円)	
バ	シ	ス	セ	ソ	タ
充当可能基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額		
3,661,927	177,091	0	7,455,918		
(分母比) 79	4		160		

将来負担額 A

充当可能財源等 B

A - B

将来負担比率 (%)

標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D
5,356,911	706,862	4,650,049
115	15	100

P14「総括表③」参照

P14「総括表③」参照

F

-2.8

- ・地方債残高は、前年度より**2億3,315万円減少**。
- ・充当可能基金は、前年度より**1億4,867万7千円増加**。

●A:将来負担額

ア 一般会計の起債残額 63億5,332万1千円

イ 債務負担行為に基づく支出予定額 1億6,308万円

→リース資産は非該当。(地方債償還や転貸債とは性質が異なるため)

ウ 一般会計以外の地方債の元利償還に充てる一般会計等の負担見込額

→起債残高 46億7,440万5千円※1、うち将来負担額 35億9,145万8千円

エ 加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額

→起債残高 15億3,348万4千円※2、うち将来負担額 3億5,611万2千円

オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

→特別職を含む一般会計等の職員161人が退職した場合の退職手当は、13億8,604万円必要となる。愛媛県市町総合事務組合に積み立てている6億9,539万円を控除した6億9,968万4千円が将来負担額となる。

カ 町が設立した法人の債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額

→該当法人は、砥部町土地開発公社、砥部町産業開発公社、(株)グリーンキーパーであるが、債務補償をしている団体はない。

キ 連結実質赤字なし

ク 組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額なし

※1 決算監査資料より

農業集落排水特別会計	237,775千円
公共下水道特別会計	3,075,201千円
水道事業会計	1,361,429千円
企業会計 計	4,674,405千円

※2 健全化4④表より

伊予市・伊予郡特別養護老人ホーム組合	425,167千円
伊予消防等事務組合	1,018,244千円
大洲・喜多衛生事務組合	60,865千円
内山衛生事務組合	29,208千円
一部事務組合 計	1,533,484千円

●B: 充当可能基金

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

団体名 愛媛県砥部町

(単位: 千円)

基金名	基金計 (1) (2)+(4)+(6)	現金・預金 (2)	国債・地方債 ・政府保証債 等 (4)		その他 (6)	充当可能基金 (9)		(2)-(3)+(4)-(5)	(構成比)
			うち要返還額 (3)	うち要返還額 (5)		うち貸付金 (7)	うち不動産 (8)		
財政調整基金	1,540,129	1,540,129						1,540,129	42.1
減債基金	0	0						0	0.0
ふるさと創生基金	369,264	369,264						369,264	10.1
福祉基金	13,921	13,921						13,921	0.4
とべの館運営基金	168,906	168,906						168,906	4.6
とべ温泉運営基金	3,325	3,325						3,325	0.1
梅野奨学基金	0	0						0	0.0
奨学基金	30,802	20,847			9,955	9,955		20,847	0.6
ふるさと水と土保全基金	20,542	20,542						20,542	0.6
浄化槽保守点検事業運営基金	57,329	57,329						57,329	1.6
浄化槽町有施設管理基金	94,561	94,561						94,561	2.6
高齢者保健福祉基金	299,587	299,587						299,587	8.2
国民健康保険事業運営基金	0	0						0	0.0
介護保険事業運営基金	89,658	89,658						89,658	2.4
坂村真民記念基金	5,834	5,834						5,834	0.2
公共施設更新準備基金	922,024	922,024						922,024	25.2
住民生活に光をそそぐ基金	0	0						0	0.0
地域の元氣臨時交付金基金	56,000	56,000						56,000	1.5
小計	3,671,882	3,661,927	0	0	9,955	9,955	0	3,661,927	100

貸付部分は控除

B: 充当可能基金
※P20「総括表④」のBの額へ

(分母比)

●C:特定財源見込額

4⑨C表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額③

団体名 愛媛県砥部町

6 その他将来負担額に充当可能な特定の歳入

(単位:千円)

その他特定の 歳入の名称 (1)	種 類	地方債の 現在高等 (2)	充当が確実 である額 (3)	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平均 充当率(4)	充当見込 上限額(5)	充当 見込額(6)		
				充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率					
		0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	0			
				特定歳入の概要													
合 計			0													合 計	

総括表(特定の歳入見込額)

(単位:千円)

1 国庫支出金等	2 転貸債に係る償還金	3 公営住宅の賃貸料等	4 都市計画税収	5 土地開発公社に対する 貸付金の償還金	6 その他特定の歳入	特定の歳入 見込額(合計)
0	0	177,091	0	0	0	177,091
(分母比)		4.1				4.1

地方債の償還に充てられる公営住宅賃貸料

C : 特定財源見込額

※ P 20 「総括表④」
の C の額へ

●D：基準財政需要額に算入される地方債

4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表(市町村分)

(単位：千円)

費目	制 定 単 位	算 入 見 込 額	
1 消 防 費	人 口		(A)
2 道 路 橋 り ょ う 費	道 路 の 延 長	19,246	(B)
3	(1) 港 湾 費 (港 湾)	外 郭 施 設 の 延 長	(C)
	(2) 港 湾 費 (漁 港)	外 郭 施 設 の 延 長	(D)
4 都 市 計 画 費	都 市 計 画 区 域 人		(E)
5 公 園 費	人 口		(F)
6 下 水 道 費	人 口	991,652	(G)
7 そ の 他 の 土 木 費	人 口		(H)
8 小 学 校 費	学 級 数	190,877	(I)
9 中 学 校 費	学 級 数	11,381	(J)
10 高 等 学 校 費	生 徒 数		(K)
11 そ の 他 の 教 育 費	人 口		(L)
12 社 会 福 祉 費	人 口		(M)
13 保 健 衛 生 費	人 口	3,199	(N)
14 高 齢 者 保 健 福 祉 費	6 5 歳 以 上 人 口		(O)
15 清 掃 費	人 口	87,563	(P)
16 農 業 行 政 費	農 家 数	397	(Q)
17 林 野 水 産 行 政 費	林 水 業 従 業 者 数	643	(R)
18	(1) 地 域 振 興 費	人 口	141,133 (S)
	(2) 地 域 振 興 費	面 積	583 (T)
19 公 債 費		6,009,244	(U)
合 計		7,455,918	

(公債費内訳)

19	(1) 災害復旧費	15,663	(AA)
	(2) 辺地対策事業債償還費		(AB)
	(3) 補正予算債償還費(平成10年度以前許可債に係るもの)		(AC)
	(4) 補正予算債償還費(平成11年度以降同意(許可)債に係るもの)	40,567	(AD)
	(5) 地方税減収補てん債償還費		(AE)
	(6) 臨時財政特例対策債償還費		(AF)
	(7) 財源対策債償還費	235,047	(AG)
	(8) 減税補てん債償還費	179,526	(AH)
	(9) 臨時税収補てん債償還費	36,307	(AI)
	(10) 臨時財政対策債償還費	3,749,515	(AJ)
	(11) 東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	9,040	(AK)
	(12) 地域改善対策特定事業債等償還費		(AL)
	(13) 過疎対策事業債償還費	256,952	(AM)
	(14) 公害防止事業債償還費		(AN)
	(15) 石油コンビナート等債償還費		(AO)
	(16) 地震対策緊急整備事業債償還費		(AP)
	(17) 合併特例債償還費	1,486,627	(AQ)
	(18) 原子力発電施設等立地地域振興債償還費		(AR)
公 債 費 計		6,009,244	(U)

D:基準財政需要額算入見込地方債
※P20「総括表④」のDの額へ